

長野広域連合 広域計画

付属資料編

| | |
|-----------------------|----|
| ■ 長野広域連合広域計画策定委員会条例 | 32 |
| ■ 長野広域連合広域計画策定委員会委員名簿 | 33 |
| ■ 長野広域連合広域計画策定会議要綱 | 34 |
| ■ 長野広域連合広域計画の策定体制 | 35 |
| ■ 長野広域連合広域計画策定経過 | 36 |

長野広域連合広域計画策定委員会条例

(設置)

第1条 長野広域連合規約（平成12年3月30日長野県指令11地第1360号）第5条に規定する広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 広域連合議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第7条 委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野広域連合広域計画策定委員会委員名簿

| | 氏 名 | 役 職 名 等 | 推 薦 地 域 |
|---------|---------|-------------------------------------|-----------|
| 委 員 長 | 酒 井 登 | 前長野市副市長 | 地 域 全 体 |
| 副 委 員 長 | 鶴 田 ひろみ | 行政相談委員 前飯綱町保健福祉課長 | 地 域 全 体 |
| 委 員 | 安 藤 清 雄 | 坂城町環境衛生委員会副会長 | 更 埴 地 域 |
| // | 伊 藤 悦 雄 | 小川村社会福祉協議会事務局長 | 上 水 内 地 域 |
| // | 小 林 幸 雄 | 長野広域連合議会議員（信濃町議会議員） | 上 水 内 地 域 |
| // | 篠 原 和 美 | ひまわりの会会長 | 須 高 地 域 |
| // | 島 田 伸 之 | 長野地方事務所長 | 地 域 全 体 |
| // | 須 山 ちか子 | 小布施町民生児童委員会副会長 | 須 高 地 域 |
| // | 関 野 芳 秀 | 長野広域連合議会議員（須坂市議会議員） | 須 高 地 域 |
| // | 高 野 正 晴 | 長野広域連合議会議員（長野市議会議員） 《平成27年11月就任》 | 長 野 市 |
| // | 寺 澤 和 男 | 長野広域連合議会議員（長野市議会議員） 《平成27年9月退任》 | 長 野 市 |
| // | 和 田 英 幸 | 長野広域連合議会議員（千曲市議会議員） | 更 埴 地 域 |

(50音順・敬称略)

長野広域連合広域計画策定会議要綱

(設置)

第1 総合的かつ計画的な広域行政の推進を図る広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2 会議の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広域計画素案の策定に関すること。
- (2) 広域計画策定に係る総合調整に関すること。

(組織等)

第3 会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は長野広域連合（以下「広域連合」という。）の副広域連合長を、副会長は広域連合関係市町村副市町村長会の副会長を、委員は関係市町村の副市町村長を充てる。

(会長の職務等)

第4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第6 会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長は、部会員の互選とする。

4 部会員は、関係市町村の長が指名した当該市町村の担当課長及び広域連合事務局の担当課長を充てる。

(庶務)

第7 会議の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

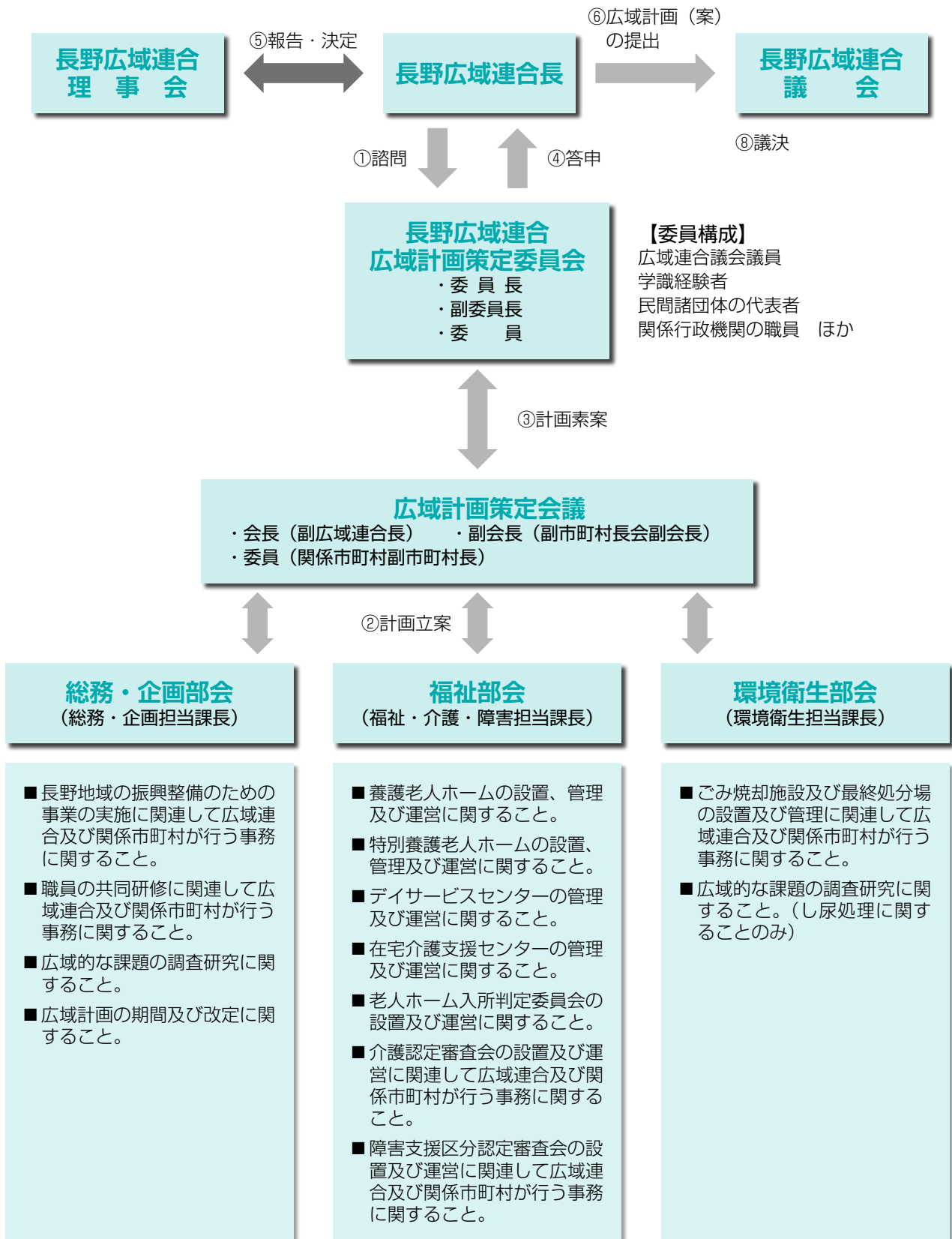
附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

長野広域連合広域計画の策定体制



長野広域連合広域計画策定経過

| 年 月 日 | 会 議 名 | 内 容 |
|-------------------|------------------------------|--|
| 平成27年 1月21日 | 副市町村長会 | 策定方針・体制・スケジュールの協議 |
| 1月28日 | 理事会 | 策定方針・体制・スケジュールの決定 |
| 2月9日 | 広域連合議会運営委員会 | 策定方針・体制・スケジュールの説明及び 議会選出委員の選定依頼 |
| 2月25日 | 広域連合議会全員協議会 | 策定方針・体制・スケジュールの説明及び 議会選出委員の承認 |
| 3月 | | 策定委員会委員の選定 |
| 5月20日 | 第1回広域計画策定委員会 | 委員委嘱、正副委員長選出、諮問 今後の進め方ほか |
| 5月25日 | 広域計画策定部会（第1回） （総務・企画部会） | 部会長の選出 「経緯」「現状と課題」について（説明） 「今後の方針」「施策」について（提案） |
| 5月28日 | 広域計画策定部会（第1回） （福祉、環境衛生部会） | 部会長の選出 「経緯」「現状と課題」について（説明） 「今後の方針」「施策」について（提案） |
| 7月13日 | 広域計画策定部会（第2回） （福祉、環境衛生部会） | 部会において検討 |
| 7月17日 | 広域計画策定部会（第2回） （総務・企画部会） | 部会において検討 |
| 8月21日 | 広域計画策定会議（第1回） | 「経緯」「現状と課題」「今後の方針」 「施策」について |
| 9月1日 | 第2回広域計画策定委員会 | 「経緯」「現状と課題」について |
| 9月29日 | 第3回広域計画策定委員会 | 「今後の方針」「施策」について |
| 10月28日 | 広域計画策定会議（第2回） | 広域計画素案について |
| 11月6日 | 理事会 | 広域計画素案について |
| 11月24日 | 広域連合議会定例会 | 広域計画素案の報告 |
| 11月25日 ～12月24日 | 住民からの意見募集 | 広域計画素案についてホームページ等で公表 意見募集 |
| 平成28年 1月15日 | 第4回広域計画策定委員会 | 広域計画案の審議 |
| 1月19日 | 広域連合長へ答申（正副委員長） | 広域計画案（答申） |
| 1月22日 | 副市町村長会 | 広域計画案の報告・協議 |
| 1月28日 | 理事会 | 広域計画案の報告・協議・決定 |
| 2月22日 | 広域連合議会定例会 | 広域計画の審議・議決 |